都城地域産業振興事業交付金　要綱

（目的）

第１条　都城地域産業振興協会は都城地域産業振興事業を実施する団体等に対し交付金を交付し、都城市における地域産業の振興を図ることを目的とする。都城地域産業振興事業交付金（以下、「交付金」という。）の交付については、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

（交付対象事業）

第２条　交付対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

（１）地域産業の技術向上に関する事業

（２）雇用の拡大による定住化の促進に関する事業

（３）地域の活性化及び地域振興に関する事業

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助対象事業としない。

（１）営利を目的とする興行その他これに類する事業

（２）特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業

（３）事業の大部分を他の事業者に委託するなど、事業実施の主体性が認められない事業

（４）補助対象経費の総額が１０万円未満の事業

（５）継続的な取組が見込まれない事業

（６）政治的活動、選挙活動及び公序良俗に反する活動に関わりの深い事業

（事業実施主体）

第３条　事業実施主体は、次の各号に掲げる要件を満たす団体等とする。

（１）団体等の過半数の構成員が都城市に住所を有し、５人以上で組織されていること。

（２）団体等の主たる事務所が都城市に存すること。

（３）運営に関する規約等があること。

（４）政治、選挙活動を行う団体でないこと。

（５）構成員に都城市暴力団排除条例の第２条第２号に規定する暴力団員及び、第３号に規定する暴力団がいないこと。

（交付対象事業期間）

第４条　交付対象事業期間は、原則として交付事業年度における交付決定日から翌２月末までの期間とする。

（交付金の対象経費）

第５条　交付金の交付対象となる経費は、別表に掲げるものとする。

（交付金の額）

第６条　交付金の額は、対象経費の３分の２以内（千円未満切捨て。）とする。ただし、限度額は３０万円とする。

（交付申請）

第７条　都城地域産業振興事業を実施しようとするものは、交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を作成添付し、事業に着手する前に会長に提出するものとする。

（１）事業計画書

（２）収支予算書

（３）団体等の規約又は会則

（４）団体等の構成員名簿

（交付申請書の提出期限）

第８条　交付申請書の提出期限は、毎年６月末までとする。ただし、会長が認める場合は、この限りでない。

（交付決定の通知）

第９条　会長は、第７条の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都城地域産業振興事業交付金交付決定通知書（様式第２号）により速やかに通知するものとする。

２　会長は、前項の規定による通知に際して必要な条件を付すことができる。

（事業報告書の作成及び提出）

第 10 条　交付事業者は、事業完了の日から起算して３０日を経過した日または3月３１日のいずれか早い時期までに交付事業実施報告書（様式第３号）に次に掲げる書類等を作成添付し、会長に提出するものとする。

（１）交付事業実施報告書

（２）収支決算書

（３）領収書等支出を証明するものの写し

（４）活動又は事業内容の写真

（交付額の確定）

第 11 条　会長は、前条の規定に基づく実績報告書の提出を受けたときは、その内容を精査し、交付すべき交付金の額を確定し、交付額確定通知書（様式第４号）によりに通知するものとする。

（交付金の支払い）

第 12 条　交付金は前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。

２　前条の規定により交付金の額の確定通知を受けた交付事業者は、交付金精算払請求書（様式第５号）を会長に提出しなければならない。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別　表

（交付金の対象経費）

対象経費とは事業遂行に際し必要な費用を指し、経済性や効率性を考慮し、法令や内部規定等に照らし適正なもので、かつ「都城地域産業振興事業交付金交付決定通知書」に記載された交付決定日以降に発生し、事業完了の日までに支払いを終えた経費が補助対象となります。

経費区分	経費内容
事　業　費	・報償費（当該団体の構成員に対するもの及び販促景品を除く。） ・需要費（食糧費を除く） ・役務費 ・使用料及び賃借料 ・広報費
委　託　費	・委託費

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

都城地域産業振興協会 会長　様

住　　所

団体名等

代表者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

交　　付　　申　　請　　書

都城地域産業振興事業交付金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1　交付を受けようとする事業等の名称

2　交付を受けようとする交付金の額

3　事業等の目的及び内容

4　添付書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

（3）団体の規約又は会則

（4）団体の構成員名簿

様式第２号（第９条関係）

年　月　日

年度　都城地域産業振興事業交付金交付決定通知書

住　所

団体名等

代表者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日付けで提出のありました都城地域産業振興事業交付金申請書につきまして審査した結果、次のとおり交付決定しましたので、都城地域産業振興事業交付金要綱第９条の規定により通知します。

都城地域産業振興協会　会長　中島　幸二

記

1　事業等の名称

2　交付金額

3　交付条件

（１）事業等の目的及び内容を変更しようとするときは、あらかじめ会長の承認を受けること。

（２）事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに会長に報告して、その指示を受けること。

（３）事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ会長の承認を受けること。

様式第３号（第10条関係）

年　　月　　日

都城地域産業振興協会　会長　様

住　　所

団体名等

代表者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

交　付　事　業　実　施　報　告　書

　　　年　　月　　日付で交付決定のあった下記事業等について、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

１　事業等の名称

２　添付書類

（１）事業報告書

（２）収支決算書

（３）領収書等支出を証明するものの写し

（４）活動又は事業内容の写真

様式第４号（第 11 条関係）

年　　月　　日

交 付 額 決 定 通 知 書

住　　所

団体名等

代表者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日付けで交付決定しました都城地域産業振興事業交付金につきましては、　年　月　日付けの交付事業実施報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、都城地域産業振興事業交付金要綱第 11 条の規定により通知します。

都城地域産業振興協会　会長　中島　幸二

記

確　定　額　　金　　　　　　　　　　円

様式第５号（第12条関係）

年　　月　　日

都城地域産業振興協会　会長　様

交付金精算払請求書

住　　所

団体名等

代表者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日付けで交付額確定の通知を受けた都城地域産業振興事業交付金の精算払を受けたいので、都城地域産業振興事業交付金要綱綱第１２条第２項の規定に基づき下記のとおり請求します。

１　交付金請求額

２　交付金の振込先

金融機関名	
支　店　名	
預 金 種 別	
口 座 番 号	
フ リ ガ ナ	
口座名義名	